

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第9条第2項</u>に規定する承認経営革新計画（以下「承認経営革新計画」という。）<u>又は同法第11条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画</u>に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p>	<p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第15条第2項</u>に規定する承認経営革新計画（以下「承認経営革新計画」という。）に基づき事業を実施する者にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>(金融機関が債務を保証する場合の貸付金の額の特例)</u></p> <p>5 <u>令和3年3月30日から令和6年3月31日までの間において、新たに第10条第1項の規定による貸付けの決定をした場合において、当該貸付けの決定に係る貸付対象事業が次に掲げる貸付対象事業であつて、かつ、借主が第6条第1項ただし書に規定する債権の保全上支障がないと知事が認める場合に該当する場合における当該貸付対象事業に対する貸付金の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、100分の90以内とする。</u></p> <p>(1) <u>別表第1の左欄に掲げる事業</u></p> <p>(2) <u>別表第2の2の項に掲げる広域貸付けに該当する事業</u></p>																								
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">貸付対象事業</th><th rowspan="2">貸付金の額</th><th rowspan="2">貸付利率</th></tr><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 経営革新計画承認グループ事業</td><td>[略]</td><td>100分</td><td>年0.45パーセント</td></tr><tr><td>2 異分野連</td><td>政令第3条第1項第1号</td><td>100分</td><td>無利子</td></tr></tbody></table>	貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率	名称	内容	1 経営革新計画承認グループ事業	[略]	100分	年0.45パーセント	2 異分野連	政令第3条第1項第1号	100分	無利子	<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">貸付対象事業</th><th rowspan="2">貸付金の額</th><th rowspan="2">貸付利率</th></tr><tr><th>名称</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 経営革新計画承認グループ事業</td><td>[略]</td><td></td><td>年0.35パーセント</td></tr></tbody></table>	貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率	名称	内容	1 経営革新計画承認グループ事業	[略]		年0.35パーセント
貸付対象事業		貸付金の額			貸付利率																				
名称	内容																								
1 経営革新計画承認グループ事業	[略]	100分	年0.45パーセント																						
2 異分野連	政令第3条第1項第1号	100分	無利子																						
貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率																						
名称	内容																								
1 経営革新計画承認グループ事業	[略]		年0.35パーセント																						

携新事業分野開拓計画認定グループ事業	イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係る事業であって、知事が適当と認めるもの	の90以内	
3 下請振興事業計画承認グループ事業	[略]		年 0.45 パーセント
4 総合効率化計画認定グループ事業	[略]		年 0.45 パーセント
5 施設集約化事業	[略]		年 0.45 パーセント
6 共同施設事業	[略]		年 0.45 パーセント
7 設備リース事業	[略]		年 0.45 パーセント
8 企業合同事業	[略]		年 0.45 パーセント
9 集団化事業	[略]		年 0.45 パーセント
10 集積区域整備事業	[略]		年 0.45 パーセント
11 [略]	[略]		
12 [略]	[略]		
13 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に11の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備	[略]	年 0.45 パーセント

2 下請振興事業計画承認グループ事業	[略]		年 0.35 パーセント
3 総合効率化計画認定グループ事業	[略]		年 0.35 パーセント
4 施設集約化事業	[略]		年 0.35 パーセント
5 共同施設事業	[略]		年 0.35 パーセント
6 設備リース事業	[略]		年 0.35 パーセント
7 企業合同事業	[略]		年 0.35 パーセント
8 集団化事業	[略]		年 0.35 パーセント
9 集積区域整備事業	[略]		年 0.35 パーセント
10 [略]	[略]		
11 [略]	[略]		
12 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に10の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備	[略]	年 0.35 パーセント

	する事業であって、知事が 適当と認めるもの		
14 商店街整備等活性化支援事業	過去に12の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.45 パーセント

	する事業であって、知事が 適当と認めるもの		
13 商店街整備等活性化支援事業	過去に11の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの	[略]	年 0.35 パーセント

別表第2（第4条関係）

貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名称	要件		
1 小規模事業者貸付け	別表第1の9の項又は10の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）のみが使用する施設に係るもの	[略]	年 0.45 パーセント
2 広域貸付け	別表第1の6の項から9の項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるもの	[略]	年 0.45 パーセント
3 施設再整備貸付け	次のいずれかに該当するもの	[略]	年 0.45 パーセント

別表第2（第4条関係）

貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名称	要件		
1 小規模事業者貸付け	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）のみが使用する施設に係るもの	[略]	年 0.35 パーセント
2 広域貸付け	別表第1の5の項から8の項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるもの	[略]	年 0.35 パーセント
3 施設再整備貸付け	次のいずれかに該当するもの	[略]	年 0.35 パーセント

<p>(1) 過去に別表第1の1の項から<u>10の項</u>までに掲げる事業のうちいずれかを行った中小企業者が、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係るもの</p> <p>(2) 別表第1の<u>9の項</u>に掲げる事業を行った事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同項の事業として行う空き区画等の再整備に係るもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>ント</u></p>
[略]	

別表第3（第4条関係）

要件
<p>1 別表第1の<u>5の項</u>に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等又は合併会社の合併者若しくは出資会社の出資者の3分の2以上が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>
<p>2 別表第1の<u>6の項</u>又は<u>9の項</u>に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源若しくは省エネルギーに資する共同施設に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>
<p>3 別表第1の<u>9の項</u>又は<u>10の項</u>に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設の整備に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>

<p>(1) 過去に別表第1の1の項から<u>9の項</u>までに掲げる事業のうちいずれかを行った中小企業者が、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係るもの</p> <p>(2) 別表第1の<u>8の項</u>に掲げる事業を行った事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同項の事業として行う空き区画等の再整備に係るもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>ント</u></p>
[略]	

別表第3（第4条関係）

要件
<p>1 別表第1の<u>4の項</u>に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等又は合併会社の合併者若しくは出資会社の出資者の3分の2以上が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>
<p>2 別表第1の<u>5の項</u>又は<u>8の項</u>に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源若しくは省エネルギーに資する共同施設に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>
<p>3 別表第1の<u>8の項</u>又は<u>9の項</u>に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設の整備に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>

4 別表第1の1の項から6の項まで、9の項又は10の項に掲げる事業のうち災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

5 別表第1の6の項又は10の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

6 別表第1の9の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

7 別表第1の5の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

8 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲げる事業のうち改善認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

9 別表第1の4の項から6の項まで又は8の項から10の項までに掲げる事業（5の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体（政令第3条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。11の項において同じ。）が行うものに限る。）のうち認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

10 別表第1の6の項又は9の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

11 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲げる事業（6の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条

4 別表第1の1の項から5の項まで、8の項又は9の項に掲げる事業のうち災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

5 別表第1の5の項又は9の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

6 別表第1の8の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

7 別表第1の4の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

8 別表第1の4の項、5の項、8の項又は9の項に掲げる事業のうち改善認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

9 別表第1の3の項から5の項まで又は7の項から9の項までに掲げる事業（4の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体（政令第3条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。11の項において同じ。）が行うものに限る。）のうち認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

10 別表第1の5の項又は8の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

11 別表第1の4の項、5の項、8の項又は9の項に掲げる事業（5の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条

<p>第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>	<p>第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>
<p>12 別表第1の1の項又は<u>5の項から9の項まで</u>に掲げる事業のうち承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>	<p>12 別表第1の1の項又は<u>4の項から8の項まで</u>に掲げる事業のうち承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>
<p>13 別表第1の<u>3の項</u>、<u>5の項から7の項まで</u>又は<u>9の項</u>に掲げる事業のうち、下請中小企業承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が下請中小企業承認計画に記載された中小企業者であるもの</p>	<p>13 別表第1の<u>2の項</u>、<u>4の項から6の項まで</u>又は<u>8の項</u>に掲げる事業のうち、下請中小企業承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が下請中小企業承認計画に記載された中小企業者であるもの</p>
<p>14 別表第1の5の項、<u>6の項</u>、<u>9の項</u>又は<u>10の項</u>に掲げる事業のうち、認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>	<p>14 別表第1の<u>4の項</u>、<u>5の項</u>、<u>8の項</u>又は<u>9の項</u>に掲げる事業のうち、認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。